

議案第 1 号

令和 4 年度木古内町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度木古内町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 209,313千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,626,264千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 9 月 9 日提出
木古内町長 鈴木 慎也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		2,252,000	125,300	2,377,300
	1 地方交付税	2,252,000	125,300	2,377,300
14 国庫支出金		379,448	30,826	410,274
	1 国庫負担金	198,399	12,415	210,814
	2 国庫補助金	173,861	18,411	192,272
15 道支出金		233,711	92	233,803
	2 道補助金	102,599	92	102,691
18 繰入金		367,630	△222,578	145,052
	1 基金繰入金	365,524	△222,578	142,946
19 繰越金		1,000	279,567	280,567
	1 繰越金	1,000	279,567	280,567
20 諸収入		104,677	6	104,683
	5 雑収入	89,817	6	89,823
21 町債		325,400	△3,900	321,500
	1 町債	325,400	△3,900	321,500
歳 入 合 計		4,416,951	209,313	4,626,264

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		44,793	8,519	53,312
	1 議 会 費	44,793	8,519	53,312
2 総 務 費		601,322	162,549	763,871
	1 総 務 管 理 費	556,884	163,682	720,566
	2 徴 税 費	17,205	△1,133	16,072
3 民 生 費		845,183	2,616	847,799
	1 社 会 福 祉 費	718,742	2,616	721,358
4 衛 生 費		626,108	19,598	645,706
	1 保 健 衛 生 費	434,850	19,532	454,382
	2 清 掃 費	191,258	66	191,324
6 農 林 水 産 業 費		212,662	519	213,181
	1 農 業 費	62,514	157	62,671
	2 林 業 費	122,500	362	122,862
8 土 木 費		315,095	△65	315,030
	4 都 市 計 画 費	111,118	△65	111,053
9 消 防 費		229,366	1,227	230,593
	1 消 防 費	229,366	1,227	230,593
10 教 育 費		260,374	715	261,089
	5 保 健 体 育 費	101,307	715	102,022
11 災 害 復 旧 費		155	9,800	9,955
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	155	9,800	9,955
13 諸 支 出 金		2,000	3,835	5,835
	1 還 付 金	2,000	3,835	5,835
歳 出 合 計		4,416,951	209,313	4,626,264

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

事 項	期 間	限 度 額
情報セキュリティネットワーク機器（仮想サーバー・ノートパソコン等関連機器）を北海道市町村備荒資金組合より譲り受けるための債務負担行為	自 令和 4 年度 至 令和 8 年度	59,598 千円

第 4 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後			償還の方法
	限 度 額	起債の方法	利 率	限 度 額	起債の方法	利 率	
臨時財政対策債	28,800	証 書 借 入 又 証 券 発 行 入 行	年 5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構の 利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	24,900	証 書 借 入 又 証 券 発 行 入 行	年 5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構の 利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他については当該借入先と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えることができる。
過疎地域自立促進特別事業債	97,900			97,900			
庁舎整備事業債	138,900			138,900			
林業施設整備事業債	12,500			12,500			
道路整備事業債	10,700			10,700			
河川整備事業債	4,000			4,000			
公営住宅整備事業債	19,800			19,800			
消防施設整備事業債	6,900			6,900			
保健体育施設整備事業債	5,900			5,900			
計	325,400			321,500			